

安来市認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業について

安来市健康福祉部介護保険課

安来市では、平成27年8月より認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業を実施しています。

この事業は、グループホーム利用時の費用負担が困難となる低所得者に対する家賃等の軽減を行うグループホームに対し、軽減した費用を助成するものです。

【軽減対象となる方】

次の全ての要件を満たす方。

- ①世帯員全員が市民税非課税であること。
- ②別世帯の配偶者がある場合は、その配偶者も市民税非課税であること。
- ③預貯金等の額が夫婦で2000万円以下、配偶者がいない場合は1人で1000万円以下であること。

★預貯金等とは・・・

預貯金（普通・定期）、有価証券、投資信託、金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、現金（たんす預金）など

【軽減対象費用】

家賃、光熱水費。

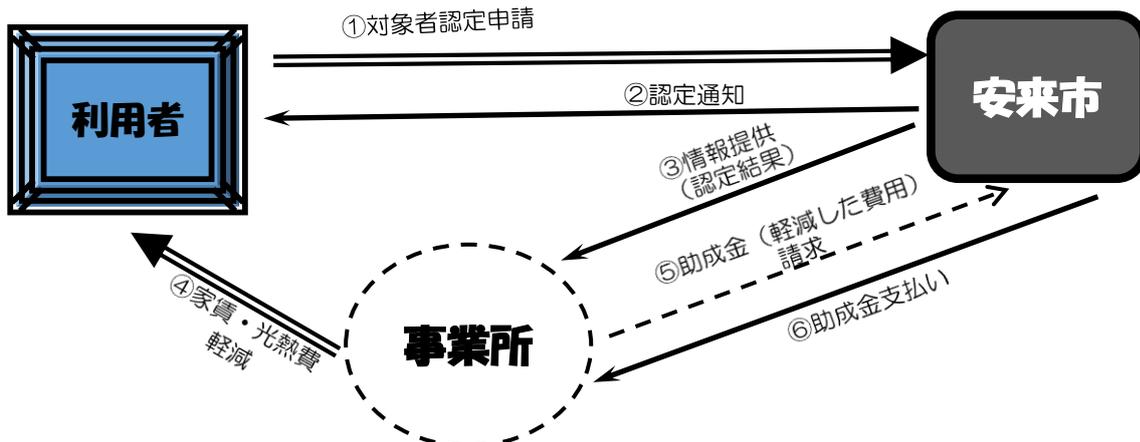
【助成額上限】

軽減額は各グループホームで決定されますが、軽減に対する市の助成には上限があります。

	負担軽減の対象者	助成額上限
第1段階	・老齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者	月額 13,000円 (日額 430円)
第2段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額 80万円以下の方	月額 10,000円 (日額 330円)
第3段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額 80万円を超える方	月額 6,000円 (日額 200円)

※月の途中で利用開始又は利用終了の場合は日額での計算となります。

～事業の流れ～



【軽減対象の認定】

軽減を受けるには、申請による市の認定が必要です。

申請手続きは、入居されるグループホームの職員が代行することもできます。くわしくはグループホームへご確認ください。

(提出していただくもの)

○様式第3号 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書

○預貯金等の金額がわかるもの(次の書類を添付してください。)

預貯金等の種類	必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し ※銀行名、支店名、口座番号、名義のわかる部分(通帳の表紙を開いた部分)と申請日前2ヶ月間の動きがわかる部分を記帳された写しを添付してください。 ※複数の口座をお持ちの場合はその全てについて必要です。 ※ご夫婦の場合は2人分のものがが必要です。
有価証券・投資信託(株式・国債等)	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金(たんす預金など)	なし(申請書裏面の記入欄へ金額を記入してください。)

※負債(借入金、住宅ローンなど)がある場合は預貯金等の額から差し引きます。
借用書など金額のわかるものを提出してください。

○対象者の認定期間は、申請月の初日からその年(申請月が8月から12月までの場合はその翌年)の7月31日までです。継続して認定を受ける場合は更新が必要です。認定を受けた方には更新案内を送付します。

○認定期間中に区分の変更、いずれにも該当しなくなった場合は速やかに安来市に連絡してください。区分の変更、取消しを決定して通知します。連絡がないまま安来市においてその事実を確認した場合も同様です。

【お問い合わせ先】

安来市役所健康福祉部介護保険課

電話 0854-23-23-3292